

SIL フライトクラブ利用規則

第1条（会費）

正会員および準会員は会則に定められた年会費を支払うことで機体の利用予約を行うことができる

第2条（使用料）

会則に定められた費用を利用後に支払うものとする

利用時間に関してはエンジン始動からエンジン停止までの時間を1分単位で計算するものとする

第3条（予約）

会員は原則として利用希望日の3日前までに予約を行うものとする

第4条（キャンセル）

予約のキャンセルに関して利用予約時間の24時間前までに通達を行う必要がある

24時間前以降のキャンセルに関しては30分の利用料を支払う必要がある、天災や予期せぬ気象の変化等による場合はこの限りではない

第5条（安全な飛行）

機体の利用に関し航空法を遵守するものとし、安全な飛行に関し最大限の努力を行うものとする。飛行前に当会のスタッフにより安全運航に支障が出ると判断された場合は機体を使用することはできない

第6条（機体の取扱）

機体を利用するにあたり、機体および装備品の取り扱いには細心の注意を払うものとする
会員の故意または重大な過失により機体に損傷を与えた場合は会員の責任により弁済するものとする。

第7条（会員資格）

単独で利用が可能となる正会員への昇格は役員承認を得る必要がある。正会員以外の会員は常にセフティーパイロットが同乗するものとする。

第8条（禁止事項）

会員は当該飛行場の保安安全規則を遵守すること

SNS等に投稿に際して当クラブ機以外の私用機の投稿を行ってはならない